

再び唐代の郷について : 望郷と耆老

中村, 治兵衛

<https://doi.org/10.15017/2244508>

出版情報 : 史淵. 96, pp. 35-62, 1966-09-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



再び唐代の郷について

—望郷と耆老—

中村 治 兵 衛

は し が き

さきの「唐代の郷」という論稿において（鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢）（一）盛唐の開元天宝期即ち八世紀前半「百戸を里とし 五里を郷とする」郷制はまさに五〇〇戸という戸数を単位として編成した地方区劃であり、しかもそれが南北を通じて各道各州県にわたつて実施されたこと（二）それから数十年たつた元和初年 九世紀初めには 一郷五〇〇戸を単位とする編成方針は崩れ、一郷平均二〇〇戸位になった。しかも一県十郷をめやすとする地方区劃として郷はなお存した（三）十世紀後半 宋初にあつても 郷は州県の下の方区劃として免も角うけつがれたが、もはや戸数単位の劃一的な区劃としての性格は失つていたことなどを明かにした。ここでは、その際保留しておいた問題 即ち唐代郷制がどのように運用されていたかということを取り上げる。これまで唐代の郷里制については先学の貴重な労作が存するが、そのなかで特に郷制については、見解が次の二つに分れている。即ち（イ）郷には里の里正や村の村正に類する行政機関が唐初を除いてなかつたようであるのか、（ロ）それとも郷に耆老・父老があつてその役割を果たしたのか。本稿はこの二つの考え方に対して私見をのべるものであり、通典卷三三職官十五 州郡下 郷官の条の検討が中心課題となる。（本稿は昭和

四十年六月五日の九州史学会春季学術大会の公開講演において口頭で発表した。

一

唐代の郷里制について 開元中(八世紀前半)編纂されたと推定されている唐六典卷三戸部員外郎の条に「百戸為里 五里為郷 兩京及州縣之廓内分為坊 郊外為村 里及村坊 皆有正 以司督察(里正兼課植農桑 催驅賦役) 四家為郷 五家為保 保有長 以相禁約」とあり、仁井田陞博士の唐令拾遺ではこれを開元七年戸令と比定している。更に詳しくは德宗の貞元十七年(八〇二)編述した杜佑の通典卷三食貨三郷党の条には「大唐令 諸戸以百戸為里 五里為郷 四家為郷 五家為保 每里置正一人(若山谷阻險 地遠人稀之處 聽隨便量置) 掌按比戸口、課植農桑 檢察非違 催驅賦役。在邑居者為坊 別置正一人 掌坊門管鑰督察姦非 並免其課役。在田野者為村 村別置村正一人。其村滿百家增置一人 掌同坊正 其村居如(不)^{附1} 滿十家者 隸入大村 不得別置村正」とあり、唐令拾遺はこれを開元二五年令に比定している。

右の二条によつて「四家を郷とし、五家を保とし、百戸を里とし、五里を郷とする」といつた戸数単位をとる郷里制においては、里と併行して聚落を村として認めたことが 唐代の特色の一とされている。當時の聚落は、右の令の村に関する規定から十戸未滿の零細なものから百數十戸以上に達するものがあつたことが知られる。そのほか右の二つの令において里から郷への戸数単位の区劃編成において、一〇〇戸の里には責任者として里正一人がおかれたことは村正 坊正と同じであり、その任務は上意下達 戸口調査 手実の作成から勸農 賦役の催驅(追呼催督)^{附2} 非違の檢察に至るまで 唐朝の統治の末端の業務にあたつていた。この里正には 前条の通典の大唐令の続きに「諸里正 県司選勲官六品以下白丁 清平強幹者充、其次為坊正。若当里無人、聽於比鄰里簡用。其村正取白丁充。無人処 里正等 並通取十八以上中男殘疾等充」とあるように、県官が選ぶのに六品以下の白丁(二十才—五九才の健全な男子)をもつてあてるのが原則である

が、（その人がいないところでは、十八才以上の中男や不具者をとつてあててもよいことになつていたほか）、ある里内（一〇〇戸のうち）に適當な人がいないときには、隣りの里の人をもつてあててもよいことになつていた。つまり里正の選出は特定の居住区劃内に限られていなかったわけである。さらに注目に価するのは、十世紀後半末初編纂された唐会要卷六九亟簿尉に「開元十六年五月二十五日勅 州府及県倉督・府司佐史・県録事・里正等、若有景行 明閑案牘 任經十年 不在解限」（国学基本叢書本）とあるように、一年交替ということではなくて、仕事のよくできるものは 十年もひき続いて勤めさせてもよいことになつていたことである。この二つの点は、後世の戸数單位の区劃編成—たとえば宋の保甲法 明の里甲制 清の保甲制—にはみられない特徴といえよう。

ところでここで問題になるのは、上述の令において、郷についてはただ「五里を郷と為す」とあるだけで、里の責任者である里正にあたる郷の郷正といったものをおく規定がないことである。しかも開元二五年戸令と同じ年の作とされる故唐律疏議では卷一三戸婚 卷一六擅興 卷二十賊盜 卷二四鬪訟 卷二五詐偽 卷二八捕亡 卷三十斷獄の諸律のなかで里正の職務違反に対する罰則をば細かく規定している。しかし郷については、わずかに卷二十賊盜律「諸部内有一人為盜及容止盜者 里正答五十」の疏議に曰く「部内とは州縣郷里所管之内を謂う」とあり、つづいて「百姓一人盜を為すもの及び盜を容止する者有ればとは、外盜の境に入りて部する所容止すれば、管する所の里正 答五十を謂う」とある。かりに里の里正にあたるような郷の郷正といったものがあつたとしたら、唐律疏議の中に出てくるのが当然と思われるのに全くそれらしいものはみえない。さらに敦煌發見の開元戸部格断簡においても 私鑄錢の罰則が隣保 里正 坊正 村正に及んでいるのに、郷については何もいっていない。^{註3}このように唐の盛時 開元年間の 令 格 律のなかに 郷の郷正とか郷長に類するものがみえないのは、どのように解釈したらよいであらうか。

これに対する最も素直で割切った解釈は、郷正や郷長といったものは郷におかれなかつたから、開元年間の令 律 格

にはみえないという考え方である。また一步を譲つて考えると、かりに郷の郷正や郷長というようなものがあつたとしても、それは律令格で問題とするような罰則を伴うような仕事即ち王朝の統治に関する業務を行わなかつたからであると解釈することもできよう。

こういうふう to 考えてくると、問題になるのは、杜佑の通典の上掲したのは別の箇所 卷三三職官十五州郡下 郷官の条にみえる郷里制に関する記事である。^{註4}次にその全文をにかけて検討することとするが、私見によれば本条は次の五つの段落に分けられる。

- 1 大唐 凡百戸為一里 里置正一人 五里為郷
- 2 郷置耆老一人 以耆年平謹者 里補之 亦曰父老
- 3 貞觀九年(六三五) 每郷 置長一人・佐二人 至十五年省。

- 4 (イ)太極元年(七二二) 初令 老人年九十以上 板授下州刺史・朱衣執象笏。八十以上 板授上州司馬・綠衣執木笏。
(ロ)天寶七載(七四八) 詔父老六十 板授本県丞、七十以上授県令。

- 5 三十里 置一駅 其非通途大路則曰館 駅各有将 以州里富強之家主之 以待行李 自至德之後民貧焉凡天下水陸駅不堪命遂以官司掌一千五百八十七

この最後の第五段は駅館に関する記事であり、上の四段とは異つてゐることは明かである。ここではこの記事はとりあげないが、しかしこのような記事を郷官の条の一つとして通典が採録しているということは忘れてはならない。

なお唐代の史料はいくつかの年代を異にして編纂された文献に重複して採録されているのが通例なので、この通典の記事もそうした点から検討することとする。わかり易く唐代の史料をば、成立年代の順序に従つて表示すると、次の如くである。

唐		五代	宋
唐六典	三〇卷	開元七一二五	七一九
唐律疏議	三〇卷	開元二五	一七三七
通典	二〇〇卷	貞元一七	八〇一
元和郡縣圖志	四〇卷	元和八	八二三
舊唐書	二〇〇卷	後晉	一九四六
唐會要	一〇〇卷	建隆二	九六一
太平廣記	五〇〇卷	太平興國六	九八一
太平御覽	一〇〇〇卷	太平興國八	九八三
太平寰宇記	二〇〇卷	太平興國中	一九八三
文苑英華	一〇〇〇卷	雍熙三	九八六
冊府元龜	一〇〇〇卷	大中祥符六	一〇一三
新唐書	二二五卷	嘉祐五	一〇六〇
唐大詔令集	一三〇卷	熙寧三	一〇七〇
資治通鑑		元豐七	一〇八四
全唐文(清)	一〇〇〇卷	嘉慶十九	一八一四

即ち唐朝史研究の材料のうち、その当時唐代にできたものは、僅かに唐六典 唐律疏議 通典 元和郡県圖志の四つであり、あとは五代後晋 十世紀半に編集された旧唐書のほか、多くのものは北宋中頃までに編纂されたものであり、十世紀後半 十一世紀初 十一世紀後半にまで及んでいる。しかもこれらのものは 内容からみると 法律 制度 歴史 地理 総集などに分れているが、その史料の性質は、唐律疏議、唐大詔令集を除いて、日本や欧州の中世にあるような純然とした古文書集ではなく、何れも多少の差はあれ、原史料を適当に筆削して編纂したものである。しかもそれが写本で今日に伝えられたものではなく、すべてが木版印刷本であり、最も古いもので北宋版、ついで南宋版である。従つて版木をほつた際の年代は、何れの史料もほぼ似たりよつたりの年代ということとなる。さらに宋代にできた数種のものは、たとえば年代順に羅列してある記事を事項別に再分類したもの(唐会要)、文書の形式から分類する一方、多くのものを蒐集したもの(唐大詔令集・文苑英華)個人の伝記に特異なことからして採録した記事を人間の行為の様式別に再分類したもの(冊府元龜)などがあり、その際に若干の新しい史実なり文書を増補したり 簡略にしている場合もある。つまり異つた

目的により、違つた人々によつて編纂されたものであるため、宋代にできたこれらのものはお互いに重複し合つて^{註6}いる。このように唐朝史研究の史料は四世紀にわたる幅をもつて^{註7}いるが、一字一句の微妙な違いという点になると、それがどこまで刊本に反映しているかということは、かなり難しい問題を含んでいるように考えられる。

さて、上掲の通典の記事を唐代のことをしるした他の書物にあたつてみることにする。1の記事は、通典の他の箇所卷三食貨三郷党にみえるばかりか、それより前にできた唐六典卷三戸部員外郎の条にもみえる。次に問題の2の記事はあとにまわし、3の記事は旧唐書卷三太宗本紀の貞觀九年三月壬午の条に「每郷置長一人・佐二人」また十五年十一月壬戌の条に「廢郷長」という符合するものがある。4の(イ)の記事は旧唐書卷七睿宗本紀「景雲三年正月己丑 大赦天下 改元為太極……特賜老人九十已上 緋衫牙笏、八十已上緑衫木笏」とあるが、さらに詳しく通典の記事に符合するのは冊府元龜卷五五帝壬部 養老の条にみえる睿宗 太極元年正月「籍田大赦 賜老人九十以上 板授下州刺史 緋衫牙笏 八十以上板授上州司馬 緑衫木笏」である。これが新唐書卷五睿宗本紀では「先天元年正月己丑 大赦 改元曰太極……版授九十以上下州刺史 八十以上上州司馬」と省略されている。この記事は八十以上の老人に緑色の衫（単衣）と木笏 それに名目だけの上州司馬の官職をあたえ、九十以上の老人には緋（あか）色の衫と象牙の笏 それに名目だけの下州刺史をあたえるということであり、家父長的權威の維持とむすびついた唐朝の養老の政の一つなのである。4の(ロ)天宝七載の詔については旧唐書にはみえないが、冊府元龜卷五〇帝王部 養老の条には「天宝七載五月 加尊号 詔京城父老 各賜物十段 七十以上板授本県令 其妻板授県君 六十以上板授本県丞。」（天下侍老 百歳以上 板授下郡太守 婦人板授郡君、九十以上 板授上郡司馬 婦人板授県君 八十以上 板授県令 婦人板授郷君 仍賜酒麴）とあり、新唐書卷五玄宗紀天宝七載五月壬午 ^{註7}また唐大詔令集卷九 帝王 冊尊号赦上 天宝七載冊尊号赦にもみえる。通典では天下侍老百歳以下を省略しているが、このときの仮職の授与では 京城の父老と天下の侍老とを別扱いにし、後者は八十才以上なのに、

前者は六十才以上を対象とし、県令の仮職の授与では八十才以上と七十才以上という十才のひらきがあり、京城の父老が別格で優待されている。唐代の丁中制によると、男子^{註9}丁は六十才になると老男に編入され、兵役と雜徭を免除されることとなっており、唐令の規定による老とは六十才以上をさす。いま京城（長安）の父老が六十才以上をさしているのは唐令に合する。しかし養老の制では、上の二例のようにだいたい八十才以上^{註10}老人侍老として扱っているのが通例のようである。侍老とは侍丁を支給された老人をさし、恐らく貞觀十一年（六三七）二月乙丑「給民百才以上侍五人」とあるのに由来し（冊府元龜卷五五帝王部養老・新唐書卷二）、西村元佑氏が指摘しているように、通典卷七食貨丁中にみえる天寶三載（七四四）の制では、八〇才以上と篤疾とは一人、九〇才以上には二人、百才以上には五人の侍丁を給することになっていた。のち天寶八載には侍丁を給する年令が七五才以上に引下げられた。侍丁^{註11}には原則として子孫（家内の中男）があたり、なければ近親者があたることとなっていた。今みてきた養老の制における（京城）父老は、本稿で問題としている第二段目の郷の父老と関連はないであろうか。

いよいよ問題の第2段の記事の検討に入ると、これに符合するものは唐六典 旧唐書ばかりか、文苑英華 新唐書 唐大詔令集 資治通鑑にもみえない。ただわずかにこの記事に似たものが、十一世紀初め編纂の冊府元龜卷七〇一令長部 総序の唐制の条の末に「統内百戸為里 里置正 五里為郷 郷置耆老 五代因之」とみえるだけである。冊府元龜の唐代研究資料としての価値の一是年月を記していることであるが、ここでは肝心の年月は記してないし、また令長部の総序以外 選任 褒異 公正以下食鹽に至る二一項の中にもみあたらない。そこでこの冊府元龜の記事は、通典とは別の史料源からひき出されたとみるよりは、むしろ総序ということで二世紀も前に編纂された通典の問題の第2段の記事を借用し、これを省略してできたものと考えた方がよさそうである。もしそうだとするならば問題の第2段の記事は全く通典独自のものということとなる。そしてこの記事は一体何時のことなのかそれとはつきりしないこととなる。

ところで通典の郷官の条の第1、2、3、4段の記事がかりに年代順に並べられているものと仮定すると。第2段の記事は第3段の貞観九年（六三五）以前の唐初のこととなる。たとえ そうだとしても 郷におかれた耆老なり父老がどのような仕事をしたのかはわからない。そこで第3段の郷においた郷長・佐について検討してみる。これについても通典・旧唐書ともに何も仕事のこととは記していないが、かつて松本善海氏が考察されたように、^{註13}隋のとき五百家に郷正がおかれ、百家においた里長とともに戸口調査の任務にあたつたほか、裁判をも行う権限を与えられていた。そしてこの隋の郷正が唐初にひきつがれていたことは 旧唐書卷六五高俊伝に 蜀人朱桃が武徳三年より貞観元年に至る迄の間（六二〇―二七）に郷正にあてられたことがみえるし、^{註14}また旧唐書卷四五典服志に引く武徳の衣服令のなかに州県の佐史 里正とやらんで郷正がみえる。^{註15}そこで第3段の貞観九年においた郷長・佐というのは、名称からみてもこの郷正の後身もしくは改称とみてよからう。つまり隋の郷正・里長が唐の郷長・里正というように正・長の語が上下入れかわつたものであるとみてよい。^{註16}そして貞観中に郷長がいたことを示すものとして 集古録卷五（また山右金石志卷三）貞観中著作郎李儼撰の泰州龍門令皇甫忠碑があり、その碑後の人名を列した肩書のなかに録事 里正 県博士 助教 佐史とともに郷長 郷老の名がみえるし、高宗の顯慶三年（六五八）これは貞観十五年郷長を廃止してより十数年のちのことであるが、信法寺弥陀施象碑のなかに「前郷長馬師」がみえる（常山貞石志卷四）。

上述したことから少くとも唐初―武徳元年より貞観十五年に至る間（六一八―四一）百戸の里に里正がいたばかりか 五里 五百戸の郷にも郷正もしくは郷長・佐がいたと考えてよからう。その任務は、隋代以来郷里制が担当していた事柄と郷内各里間の調整及び統率であつたろう。こうして第3段の郷長・佐の記事が郷正の後身を示すものだとすると、通典の問題の第2段の耆老（父老）の記事は、そのまま第3段に接続すると考えること、即ち唐初耆老ないし父老といわれたものが、のち貞観九―十五年間郷長・佐とよばれたと解釈するのは、かなり無理なようである。そうすると、第2段の耆老

・父老と郷長・佐とは、別の系統に属する二つの事柄であるとした方がよく、さきに検討した第4段の記事のことを考えると、どうも第2段はむしろ第4段と関連を有するのではないかと考えられてくる。但し第2段の記事が年代を明記していないことが問題を大変難しくする。

二

次に唐代における養老の制度における父老・耆老を検討してみよう。これについては前文でも若干ふれたが、唐代一般に養老の制とは 天子の即位 大赦（籍田 南郊 上尊号） 改元 巡幸 獵 講武などの国家の慶事に際し、天子が民（百姓）年八十才以上 九十才以上 百才以上の者に対して（七十才以上のこともあるが少く、六十才以上というのは稀れである）、粟帛（多くの場合）または粟、米、帛、絹、綿、羊酒、氈衾粟帛、物などを賜与し（さらに侍老の如く侍丁を給されたものもあつたが）、時として名目だけの官職を、たとえば百才以上には郡太守もしくは下州刺史、婦人には郡君、九十才以上に司馬あるいは上佐、婦人に県君、八十才以上に県令、婦人に郷君を授与することをいう。このように養老の見地から 天子より恩恵的に物なり官職を与えられて一種の身分乃至は特殊の地位をもつ老人（高年 有年のもの）をば父老、侍老、耆老、耆寿とよんだものであろう。

いま旧唐書と新唐書の本紀ならびに冊府元龜卷五五帝王部養老の条にみえる養老関係の事項をば、唐初、玄宗朝、安史の乱以後唐末に至る迄の三期に大別して示すと左表の如くなる。この表は旧唐書 新唐書 冊府元龜にそれぞれみえる養老の事項を一つ一つ数えあげたものであるから、冊府元龜のうちで旧新唐書と重複しているものは廿三例にのぼる。そして新唐書の養老関係の記載は旧唐書より詳しく、さらに冊府元龜はより網羅的である。

養老の制は玄宗朝一代が他の時期と比べて最もさかに行われたこと、その頃は養老の制の対象となる老人をば侍老とよぶことが多かったこと、また唐初より唐末に至るまでを通じて最も一般的に行われたのは父老の語であつたことがわか

	唐			玄宗朝			安史の乱以後			計			合計
	旧唐書	新唐書	冊府元龜	旧唐書	新唐書	冊府元龜	旧唐書	新唐書	冊府元龜	旧唐書	新唐書	冊府元龜	
高年	二	一	九			一		一	五	二	二	一五	一九
有年		一									一		一
故老			一									一	一
父老	二	二	一四		三	五		二		二	七	一九	二八
老人	四		九							四		九	一三
侍老				一一		一三	一	一	四	一	一二	一七	三〇
耆老							一	二	一	一	二	一	四
耆寿							一		一	一		一	二
民年八十以上	一	九	五				一	一		一	一〇	五	一六
九十以上							一	二	一	一	二	一	四
百才以上		一									一		一
計	九	一四	三八(8)	〇	一四	一九(11)	四	九	一二(4)	一三	三七	六九(23)	一一九

六一

三三

二五

るし、耆老・耆寿の語はここでは安史の乱以後に用いられている。父老 侍老 耆老 耆寿の語はそれぞれ若干の違った語意を含み乍ら、時として同類の語として使われている。まずこれらの語がかきわけて用いられている例をあげると、前述の通典の郷官の条の第四段の(四)にみえるように京城の父老と天下の侍老とにかきわけているし、冊府元龜 養老の項中

肅宗の至徳元年の条に「即位於靈武、詔曰天下耆寿各賜物五段 侍老、板授太守県令 仍各賜物五段」とあるように、天下耆寿と侍老とをわけている例がある。しかしまた一方にはそうでない事例もある。たとえば冊府元龜卷五五帝王部 養老玄宗の開元十一年正月の条に「太原府父老八十以上」とあるのが、新唐書卷五では「侍老八十以上」とあり、また冊府元龜の肅宗至徳二年十一月の赦の詔に「天下侍老八十以上」とあるのが、新唐書では「父老八十以上」となっている。さらに同じ冊府元龜のなかでも 卷五五帝王部 養老の項 天宝元年正月改元の詔に「天下侍老」とあるのが、卷八〇帝王部 慶賜の同条では「耆老」となっていること、また唐大詔令集卷六九典礼三南郊三 広徳二年南郊赦では「天下侍老九十以上」とあるのが、全唐文卷四九代宗の南郊赦文では「天下耆老九十以上」となっている。文苑英華卷四二二敕書三尊号赦書一 開元二十七年冊尊号大赦天下制に「天下耆老」とあるのが、冊府元龜卷五五帝王部 養老の同年の条と唐大詔令集卷九開元二十七年冊尊号赦はともに「天下侍老」となっている。つまり父老と侍老 侍老と耆老となつていふように、父老侍老 耆老は同類の語として取扱われ解釈されているのである。なお耆寿といふのは、あまり使われない語のようであるが、これは唐会要卷五九戸部員外郎の条に「天宝十二載 諸郡父老 宜改爲耆寿」とあるように父老の改称であり、この条も恐らく養老の制に関係するものとみてよろしかろう。

さて耆老 父老の語は侍老 耆寿とともに唐朝の養老の対象となつた老人をさすものとして用いられ、六十以上をさすこともあるが少く、概して八十才以上といつた生物学的年令―老の範圍の多少によつて區別されることもあつたが、そのような區別もせずに同類の語として取扱われもした。この養老の制における父老 耆老は、地域的には府・州を主としているのに対し、^{註18} 通典の郷官の条の耆老あるいは父老は五里即ち五百戸を単位とする郷という小地域におくとしている点^{註17}が異り、ここに問題点があるわけである。

三

耆老 父老の語は上述の養老の制にかぎらず、広く一般に用いられていた。唐代耆老 父老がどのようなものであつたかを究明するため、その働きを検討することとする。

耆老についてみると、第一には天子に関連するものであり、天子の行う籍田の儀式に加わつたもののなかに耆老がある。即ち唐会要卷一〇籍田下開元二三年正月十八日東郊の儀に「耆老量定二十人」とある。次に冊府元龜卷六七一牧守部選任 蘇震の条に「是歲東都耆老乞行幸」とあるように東都(洛陽)への行幸を乞うたもの、また尊号を復するよう請願したものに「京兆府長安縣耆老臣石靈等」がある。^{註19}第二は地方政治に関係するものであり、陳伯玉文集卷八上蜀中軍事三条のうちに「蜀中耆老平議 劍南諸州比來以夫運糧者且一切並停」とあるように運輸対策を進言したものや、また唐会要卷八八塩鉄「元和六年閏十二月戸部侍郎盧坦奏……又得興元府諸耆老狀中訴、臣今商量 河中塩請放入六州界糴貨」とあるように 塩務について対策を状申したものがあるほか、遠征軍の宣撫の対象となつたものが耆老もしくは長老とよばれている。^{註22}地方官の疑問に対して 当該県の事情を説明した耆老たちがいたし、^{註21}後輩のために往年の県令の治績をのべたものもあり、^{註24}さらに県に訴えられた村内の事件について意見をのべたものもある。^{註25}第三は地方官の施政に対して反応したものであり、刺史の善政を謳歌したものに、旧唐書卷八九狄仁傑伝「入寧州境內 耆老歌刺史德美者盈路」とあり、^{註26}節度使や刺史の善政のため留任を願つたものとして、旧唐書卷一七八崔彥昭伝には(北都留守河東節度管内觀察使)「耆老数千詣闕乞留」とあるほか、^{註27}新唐書卷一五一袁滋伝に(華州刺史)「耆老遮道不得去」とある。^{註28}そして刺史の徳をしたつて碑を立てるのを請うたものもある。即ち冊府元龜卷六七三牧守部 褒寵二 李栖筠の条に(嘗州刺史)「官吏耆老等請立碑頌徳」とある。^{註29}第四は物識り 伝承者 長老といった意味に用いられているもの。たとえば、新唐書卷一七二杜羔伝に「其父臨死記墓所在 羔奔往亦有耆老識其壠 因是乃得葬」とある。^{註30}以上みてきたところから耆老というものは 年をとつた物識り老人という意味に用いられることもなくはないが、しかし生物学的年令をさすものとしてではなく、寧ろ地方

の利害を代表して発言行動するもの、云わば地方の勢力者もしくは有識者をさすものと考えられる。そのような場合に「其魏博所管官吏 僧道 將士 耆老 百姓等」（唐大詔令集卷一二一政事 捨雪上 有田承嗣詔）とあるように、耆老をば百姓、官吏などと区別し、支配する対象の一群に数えあげているのである。

次に父老はどうか。これも耆老と似たりよつたりの意味で用いられていることが多い。第一に天子に関連するものとして、旧唐書卷三太宗紀、貞觀十六年十一月丁卯の条に「宴武功士女於慶善宮南門酒酣、上与父老等涕泣論旧事、老人等通起為舞」とあり、また新唐書卷六肅宗紀「天宝十五載 玄宗避賊至馬嵬 父老遮道請留」ともあり、さらに天子の太原への巡幸を請うた父老もあるし、蒲州へ巡幸の際路に並んで出迎えた黃紗單衣の衣装をした父老もいた。また則天武后のとき、明堂の落成にあたり「東都婦人及諸州父老入觀並賜酒食」洛壇をつくつたとき武后の徳をたたえる碑をつくつたものも父老とよばれている。第二は地方政治に関係するものであり、政治的軍事的危機に当り指導的地位にあるものとして、「江陵父老 決計歸降者 実望去危就安耳」、（魏州）「城中父老 通相誠勵子弟曰 田公赤心相付 何得負之、繇是人情遂同」があり、また地方政治に影響力をもつものとして蔡の父老 西秦中の父老がある。第三には地方官の施政に対して反応したものであり、刺史・都督の善政によつて留任を願つた邵州父老 岐州父老がある。即ち冊府元龜卷六八三牧守部 遺愛二千壘の条に「為邵州刺史 在州数年甚有恩惠 州人張顯等數十人 詣闕上表請留 高祖嘉歎 久之邵州父老相賀」とある。總管の没後生前の治績をしのんだ益州父老があり、県令の幸福を祈る行事を催した父老がある。即ち唐会要卷六九刺史下 大中九年二月「除醴泉県令李君奭為懷州刺史 非常例也。初上校獵渭上。見近県父老於村寺設齋為君奭祈福 恐秩滿受代。上異之。宰相以懷州刺史上聞、御筆除之」とある。第四にその他のものとして、雨乞の行事の主催者となつて碑文に名をつらねたものとして、金石萃編卷六五長安四年百門陂碑の碑陰に「長安二年夏五月州符下県祈雨 六月一日公口祠……里、正郭仙童賈八郷、望焦德貞・魏夷簡等父老、光温古上詩賀……」とあるように、父老が里正 郷望

市令とともにみえる。また宝幢を寄附した三ヶ村の代表が、八瓊宝金石補正卷四六 三村父老尊勝幢記のように父老ともよばれている。^{註43}なお杜甫の詩 羌村三首のうちの第三に

「父老四五人 問我久遠行 手中各有携

傾榼濁復清 苦辭酒味薄 黍地無人耕

兵革既未息 兒童尽東征 請為父老歌

艱難媿深情 歌罷仰天歎 四座淚縱橫

(杜工部草堂詩箋卷十一)

とみえる父老は、若者が戦争に狩り出されたのち村にのこつた父親、老人をさすわけである。^{註44}

さて上述したところから、父老は耆老よりも幅広く一般に用いられており、州父老 県父老 郷閭父老 村父老がみられ、これも必ずしも生物学的年令をさすものとは限らず中央 州 県 郷村に至るまでの大小さまざまな範圍にわたる代表者をさしているといえよう。しかも上述した如く狄仁傑伝に於いて、旧唐書は耆老とあるのが新唐書では父老となつており、冊府元龜で耆老とあるのが、新唐書では長老となつている例(李靖)などにみられるように、耆老と父老・長老の語は唐代大同小異で相互に融通して用いられていたようである。

以上によつて耆老 父老の語は唐朝の養老の制の対象となつた老人をさすばかりでなく、広く一般に地方の代表者 有識者をさすものとして用いられたことが明かとなつた。こうした用法における耆老 父老は制度的に州県より下の郷を単位として選び出されたものとは云えないから、問題の通典の耆老 父老とは一致しない。とすると、通典の耆老 父老については、制度的なつながりという点を考えると、もう一度養老の制との関連をつきとめる必要があるようである。

問題の通典の記事に関連し、あるいは対応するのではないかと思われる記事が唐会要のなかにみえる。それは唐会要卷五九戸部員外郎の項にみえる次の記事である。

開元二十九年（七四一）七月十七日 每郷置望郷_一 天下諸州 上縣不得過二十人 中縣不得過十五人 下縣不得過十人 其長安・萬年 每縣以五十人為限 太原・上黨・晉陽三縣 各以三十人為限 並取耆年宿望 諳識事宜_一 灼然有景行者充_一。

また卷六九 県令の項の中に

開元二十九年七月勅 天下諸州望郷 上縣不得過二十人 中縣不得過十五人 下縣不得過十人 仍委採訪使與州県長官相知選 申中書門下_一。

という条がある。後条の前半は前条の前半を簡単にしたものであるが、後半は前条にないものであり、この二条は相補つて望郷に関する勅の内容を伝えている。しかもこの二条にびつたりと符合する記事をば他の唐の史料集に見出すことができないばかりか、詩文における「望郷」（故郷をおもう）とか「望郷台」といつた意味の語法とはちがつて、このように特定の人々をさして「望郷」とよぶような他の事例をば唐代の文献・碑文の中から未だにさがし出し得ない。_{註45}

そこで上掲の望郷に関する唐会要の記事を検討することとする。「每郷置望郷」とあるが、しかもその数を県単位に制限している。そこでこの郷をば、五里を単位とする郷里制の郷と即断してよいかどうか。唐代たんに郷とか郷里といった場合には、必ずしもそれが郷里制の郷をさすとはかぎらず、州県をさすことも往々あつた。唐代県は一般に戸数の大小から上中下に分けられ、唐六典卷三戸部員外郎の条によると、六千戸已上を上県、二千戸已上を中県、一千戸已上を中下県、一千戸未滿を下県としている。この規定からみると、大雑把に五里に五〇〇戸を一郷とすると、上県は十二郷以上、中県は四郷―十二郷以下ということとなる。望郷設置の特例としている長安・萬年二県はともに当時の都であり、京兆府

（雍州）に属し、十一世紀後半 宋敏求の長安志によると、唐代萬年県は四五郷、長安県は五九郷となつてゐるから、五十人を限りとするのは、ほぼ一郷一人ということを考えてのことといえよう。次の太原と晉陽はともに北都太原府并州に属し赤県であり、上党は潞州に属し玄宗の故第のあつたところで望県である。九世紀初編纂された元和郡県圖志には、少数事例として河東道の一部の県別の開元年間の郷数集計が卷十三—十六にのこつてゐる。それを見ると、太原県の開元年間の郷数は四十郷、晉陽は二十五郷、上党は二十二郷であるから、唐会要の望郷設置の県別制限に照らし合せると、太原県は三十人以下とあるから、一郷一人とするとならないが、晉陽と上党ではこれでたりるわけである。前稿ではこの少数事例を用いて畿県 望県 緊県 上県 中県という法規上の県別より一県平均郷数をわり出したのであるが（第二表C）^{註46}今この表を簡單化し、畿県 望県 緊県 上県 中県をばすべて上県に含めると、計二一県で四〇五郷 一県平均一九・二八郷となるから、望郷の数を「上県不得過二十人」としたのも、大体の郷数を頭においてゐるものとみることが出来る。以上のことから望郷の県別による制限は、いちおう県の管轄する郷数を考慮してわり出されておゐり、唐会要卷五九戸部員外郎の条にみえる「每郷置望郷」の郷は、五里を郷とする郷里制の郷をさすものとみてあやまりなからう。

次に望郷がどのような任務を果すものかについては、唐会要の上文はなにもつたえてゐない。ただ望郷の人選には「非法を檢察する」のを任務とする採訪使があたり、州県の長官と協議して行い、中央の官庁である中書門下^{註47}にまで届け出ることとしてゐる。このことは同年採訪使をして単貧老弱を考慮して諸色の番役の人選にあたらせてゐることと関連^{註48}がありそうだし、望郷の登録は同時になんらかの反対給付（たとえば里正の場合のような課役免除といつた）が与えられたのではないかと臆測させる。望郷という語である一群の人々をさす例は、唐会要の上文以外他の唐代史料の中から見出すことができなかった。しかしこの望郷をひつくりかえした郷望という語は南北朝以来みえ、唐代の文献史料や碑文の中にもみえる。そこで私は唐会要にみえる望郷というのは、恐らく唐代にも行われていた郷望のひつくりかえりであろうと思ふ。

(これを唐会要の編者があやまつて上下を顛倒したものと考えることもできよう)。

次に望郷を理解するために郷望を検討することとする。郷望の語は通典卷一三〇礼九十に引く開元二十年制定の開元礼纂類二十五嘉九の「皇帝遣使諸州宣撫」の条に諸老とともにみえ、郷望は儀式に参列しているものをさす。^{註40}また同卷の京兆府河南牧初上 萬年長安令初上には郷長^{註50}がみえ、また郷飲酒の条には郷之老人^{註51}がみえる。このように通典にみえる郷望 郷長 郷之老人は何れも地方を代表して儀式に参列するものであり、天子ないし権力への距離の遠近に応じて表現をかえているといえよう。南北朝時代における郷望については、矢野主税氏が民望 士望とともに在地勢力をさす呼称として用いられたとしている。^{註52}そしてこれが慣用として唐代にもひきつがれ、高宗の永徽元年(六五〇) 洛陽郷望王師德寺造象記があり、平津読碑記卷四には「文云 今有洛陽郷望父老等卅人 碑前列像主王師德等止廿四人 郷望疑即民望之類」とある。洛陽龍門附近で仏像をつくった人々が郷望 父老と称していたことがわかる。ついで則天武后の長安四年(七〇四)百門陂碑の碑陰には、雨乞の行事を主催したものの名が刻まれている。一方の側には郷望焦德貞以下が父老光温古、市令孫知仁 倉督張行璋とともに名をつらね、他方には郷望張仁基以下多数のものが、里正郭仙以下、佐史孫爽哲以下のもの多数と名をつらねている(金石萃編卷六五)。ここでは市令 倉督 里正 佐史などの通典で外職掌という州県の統治事務の下働きをするもの以外、^{註53}肩書のないものが殆ど郷望という称号を与えられて雨乞の行事に参列しているようである。

次に玄宗の頃には、常山貞石志卷八にのせる開元七年(七一九)金剛經碑の下截上列に經主五名と郷望五〇名をのせている。これは金剛經を刻むのに労力と資財とを寄進した人々の名を記したものであり、下截下列には經主五九名がみえるが、これはここでは省く。下截上列には次の如く

經主法師僧智琇……

再び唐代の郷について ―望郷と耆老― (中村)

經主比丘 經主比丘僧法度 經主妹比丘尼

鄉望前、県、倉督、雲騎尉、韓起賢

鄉望上、柱国、麴名昉妻趙息……尉園鑿

鄉望錄事、騎都尉、王君―鄉望馬行表息回興息△漢息太平妹尼无容

鄉望上、柱国、杜行賓妻石息陪、戎校尉、崇礼

鄉望錄事陪、戎校尉、馮君件

鄉望前、県錄事劉懷古

鄉望雲、騎尉畢迎琮

鄉望前、舒王府帳内、麴思太妻回……羽林……

鄉望品子、麴元礼

(中略) 註54

鄉望安遠別將、騎都尉畢上賓息

(中略)

鄉望鄉博士、畢武之

とある。この郷望のもつ肩書をば、通典卷四十職官典二・二秩品五、大唐官品開元二十五年制定によつてしらべると、輕車都尉は従四品、騎都尉は従五品、雲騎尉は正七品、陪戎校尉は従九品であり、錄事はかりに京県錄事とすると従九品であり、県倉督は通常の県の錄事・佐史や里正とともに外職掌に属する。帳内は八品九品の子をもつてあてたことが、唐会要卷九三諸司諸色錢上貞觀十二年の条にみえる。しかもこのような肩書は、開元天宝時代ではそれほど珍らしいものではなかつたし、また社会的に上層ともいえないものであつた。というのは、このうちにみえる輕車都尉、騎都尉、上柱国といった勲官や品子などは、那波利貞氏が紹介されのち西村元佑氏が研究した天宝十載(七五一)もしくは天宝六載の(七四七)

(隴右道沙州) 敦煌の差科簿にみえるからである。^{註55}しかも敦煌県下の從化郷・寿昌郷などでは、輕車都尉は下上戸 騎都尉は下中戸 下下戸、上柱国は下中戸 下下戸、品子は下上戸 下下戸がもっている肩書であり、戸等の順位からいっても下の階層に属する。たとえ辺境と中国本土という違いがあるにせよ、このような社会階層をあらわす肩書をつけた人々が金剛経碑では郷望という称号をつけている。このように父老の語とともに、社会的に広く流布していた郷望の語をひっくりかえして望郷という名称がつくられたものであろう。そうだとすると、望郷が郷ごにおかれたものとしても不思議ではない。

そこで問題とした唐会要卷五九戸部員外郎の「開元二十九年七月十七日 每郷置望郷」の記事は、実は通典の郷官の条の第二段目の「郷置耆老一人 耆年平謹者 具補之 亦曰父老」に対応するものとして把握することができよう。なるほど一は望郷とあり、他方は耆老とあつて名称は異なるが、しかしその内容を検討してみると、ともに郷におくとしていること、しかも県がこれに関与することはどちらも同じであるし、その人選の基準について、一方では「耆年にして宿望あり、事宜を諳識し、灼然として景行有る者を取りて充つ」とし、他方は「耆年にして平謹なる者」とあつて類似している。(なお肝心の任務なり職責についてはどちらも明記していない)。一見別々にみえる二つの事柄は、大きくみると、同一の現象を違つて表現したものと解釈して誤りがないのではなからうか。つまり(イ)開元礼にみえる郷望 郷長 郷之老人の一系列と、(ロ)通典の郷官にみえる耆老 父老の一系列があるところへ、唐会要には望郷と耆寿とがみえた。この唐会要の望郷は郷望のひっくりかえしとして(イ)開元礼の郷望 郷長 郷之老人の系列に属する一方、耆寿は(ロ)通典の耆老父老の系列に属するものとみることができる。この(イ)と(ロ)の二系列は、その名称からみても若干の色あいを異にし、また時期的に多少のずれはあるかもしれないが、何れも養老の制度と関連し、教化を主とするものである。通典の郷官の耆老の記事は年代を明記していないが、唐会要の記事は開元廿九年と明記している。この開元廿九年における望郷の設置

は、玄宗朝における一連の教化政策とつながっている。即ち開元六年（七一八）における郷飲酒礼、^{註56}二〇年開元礼の制定、^{註57}二五年開元令、二六年郷校の設置、^{註57}二七年に至るまでの十一回に及ぶ侍老への賜与（養老の制）などと関連するのが廿九年の望郷の設置であり、これがまた天寶十二載における父老の耆寿への改称とつながり、養老の制ないし教化政策とむすびついている。

さて唐会要の望郷にしろ通典の耆老にしろ、ともにその職責なり任務をば明記していないのはどういうわけか。これは恐らく明記するにたるような仕事をもたなかったためと解釈することができる。つまり通典の耆老もしくは唐会要の望郷も、ともに教化訓育を主とする名誉職的（養老）なものであり、州県の儀式に参列する位のものであつたといつてよろしかろう。また望郷が開元二九年に設置されたとなると、それより数年前にできた六典や疏議に言及されていないこともうなづけるのである。

む す び

むすびにあたつて、いちおう唐代地方制度における郷のおかれた地位と役割を一蒐したあと、望郷（郷望）なり耆老が郷においてどのような働きをなしたかを述べることにしよう。

郷里制の郷が戸口集計の単位であるとともに徴税区であることは、唐初郷里制が成立してよりのち、兩税法施行後、憲宗の元和の頃まで（九世紀初め）変らなかつた。そのことの一つは、民衆の戸口と田宅に関する申告書である手実が「凡里有手実 歲終具民之年与地闊陬為郷帳 郷成於県 県成於州 州成於戸部」（新唐書卷五一食貨志一）とあるように、里からさらに郷毎にまとめられて郷帳がつくられたことである。次に戸籍の編成もまた「開元十八年十一月勅 諸戸籍三年一造 起正月上旬 県司責手実計帳 赴州依式勘造 郷造為卷 総写三通 其縫皆注某州某県某年籍」（唐会要卷八五籍帳）とあるように郷別に一卷にまとめたことである。そのことはまた今日のこの敦煌・吐魯番出土の戸籍残簡によつ

でもたしかめられる。^{註58} 第三に上のことから、戸籍をつくるのに手実とともに参照された計帳という次年度の課役を官で記入した租税簿も、また郷を一区切りとしていたことは、旧唐書卷九玄宗紀下 天宝元年（七四二）の条に「天下郡府三十六、県一五二八、郷一万六八二九、戸部進計帳 今年管戸八五二万五七六三、口四八九〇万九八〇〇」とあることからうかがわれる。この一万六八二九という郷数は計帳で郷の数を集計した結果であることは明かである。そしてこれが元和の頃も行われたことは、前稿で検討した元和郡県図志に、開元と元和年間の各州の戸口数とともに郷数をのせていることからうかがわれる。このように郷が実際に租税の徴収賦課の上の一単位であつたことは、敦煌・吐魯番出土の文書によつても裏付けられる。即ち那波利貞氏が紹介したペリオ探検隊の敦煌文書第二八〇三号 天宝九載（七五〇）の種子納付文書がある。これには敦煌県下の十三郷、各郷ごとにわりあてられた種子粟の額がのつている。^{註59} また税とともに租税の一半をなす労力の無償提供である徭役については那波利貞氏が紹介され、のち西村元佑氏が研究した天宝六載乃至十載の敦煌差科簿があり、郷ごとに男子の丁中簿籍がまとめられている。^{註60} また天宝五年（七四六）や乾元三年（七六〇）租庸の免放は郷を単位として行われている。^{註61}

以上のような租税徭役の徴収と対応し、官文書の形式からも、符という中央からの命令の伝達の範囲も「尚書省下州州下県 県下郷 皆曰符」（唐六典卷一 左司郎中員外郎の註）というように、県の下の郷にまで及んでいるし、またこうした文書が帖ともいわれたことは、白居易の錢塘湖石記や慈覚大師円仁の旅行記 入唐求法巡礼行記卷二にみえる青寧郷あての帖によつてもわかるし、逆に県の通達に対して郷から答申した文書が牒といわれたことは、内藤乾吉氏が「西域発見唐代官文書の研究」を通じて明かにしたところである。

上述のように郷里制の郷が、唐代地方制度の一環としてくみこまれ、活動をつづけていたとき、この郷を中心とする働きを行ったものは誰であつたか。貞観十五年（六四二）郷長・佐が廃止されてから、開元廿九年（七四一）望郷が郷におか

れるに至るまで、五里五〇〇戸の郷には、その管轄区域内を総括する責任者はとくに設けられず、五つに分れた里の里正が、末端の統治事務を村正(坊正)とともに担当していたと考えるのが妥当である。そのことは上述したように開元年間
の令、格律とくに唐律疏議に郷正もしくは郷長といったものは全くみえず、里正をば細かく規定していることと、さらに内藤乾吉 西嶋定生 西村元佑諸氏が検討を加えた敦煌(大谷)吐魯番文書のなかの里正文書の存在によつて裏付けられる。そして内藤氏が「郷に関する事務は里正に当番があつて担当するのである」という見解に賛意を表するものである。^{註63}(参考のために、宋初十世紀後半編纂された唐代の怪異鬼神に関する説話をあつめた太平広記五〇〇巻(万曆本)をみると、里長一 里尹一 村正二 郷胥一 郷正一例に対し、里正は十七例とずばぬけて多く、唐代における里正の活動を思わせる)。^{註64}

そして開元廿九年郷におかれた望郷は、恐らく当時一般に広く行われていた郷望の語のひとつりかえりであり、開元令の郷望 郷長 郷之老人の系統をひくものであるが、これはまた通典の郷官の条の耆老 父老に該当するものであり、長老として地方の代弁者もしくは代表者といった性格をもち、下級の官品をもつて州県の儀式に参列することもあつたが、教化訓育を主とするものであつた。即ちそれは隋の郷正の系統をひく唐初の郷長・佐とは異り、里正や村正のように租税の徴収や徭役の割当てをひきうけたりするものではなかつたろう。

(追記)ただ兩税法施行ののち宣宗の大中年間頃(九世紀半)になると、五〇〇戸を単位とする郷制の衰退に伴い、郷と里とのへだたりがせばまり、^{註65}郷村老人 ^{註66}郷村耆老 ^{註67}郷正 ^{註68}郷頭などが里正や村正(村長・村頭)とともに徴税・逃戸や徭役の割当にも交渉をもつようになり、二者の性格の違いはぼけるようになった。そして本来百戸の里の里正であつたものが漸次胥吏化していった。^{註71}五代に入ると、そうした戸数によらず地方区画と化した郷の里正・孔目・書手といわれるようになり、それが宋代に^{註72}ひきつがれ、里の里正は消滅し、徴税にあたる郷の里正として定着する。一方耆老は稀れ

には耆長といわれたこともあつたようだが、五代には百戸を^{註73}一団とし、その三大戸が耆老もしくは耆長とよばれ、これが宋にうけつがれて警察事項を司る郷・管の耆長となつた。^{註76}（昭四一・四・二〇）。

註

- 1 通典の本文は「其村居如滿十家者」とあるが、仁井田「唐令拾遺」は「如不滿十家者」と別の一字を「以意補之」として^{註75}いる（二一五頁）。
- 2 唐律疏議卷三〇斷獄「雖是監臨主司、於法不合行罰」の疏議のあとの「答曰 里正坊正村正等 唯掌追呼催督」とある（万有文庫本）。
- 3 仁井田陞「唐の律令および格の新資料」―スタイン敦煌文献― 東洋文化研究所紀要第十三冊
- 4 圖書集成局本「通典」による。なお本条の第五段は 唐六典（近衛本）卷五兵部 駕部郎中員外郎の条にみえる。
- 5 十一世紀後半 資治通鑑の編纂の頃まで今日みられない唐の記録圖書が残存していたようである。
- 6 旧唐書の列伝の記事は 太平御覽に引用されているし、冊府元龜と新唐書とでは簡略にされている場合が多い。旧唐書にのせる詔令は、文苑英華 冊府元龜にもみえるが、また唐大詔令集にまとめられているのなどがその例である。
- 7 新唐書では「百歳以上 上郡太守」となっている。
- 8 なお全唐文卷三九元宗 加応道尊号大赦文にも天宝七載の詔はみえる。
- 9 鈴木俊「唐代丁中制の研究」史学雑誌四六の九
- 10 西村元佑「敦煌差科簿の研究」西域文化研究第三、四二六頁
- 11 唐会要卷八五団貌には「天宝八載閏六月五日制 其天下百姓丈夫七十五已上 宜各給中男一人充侍 仍任自簡挾 至八十已上 依常式处分」とある。
- 12 ここで用いる冊府元龜は、一九六〇年香港版 陳垣序 影印 明刻初印本冊府元龜である。旧新唐書は竹簡齋本。
- 13 松本善海「鄭保組織を中心としたる唐代の村政」史学雑誌五三の三（昭十七・三）。近年発掘された隋の墓誌銘をみると、一九六三年河北の饒陽縣玉橋村で発掘した隋定州刺史李敬族墓誌銘には「（開皇）六季（五八六）正月卅日改葬於饒陽縣城之東五里敬信郷」一九五七年陝西の西安玉祥門外から発掘した隋大業四年（六〇八）李靜訓墓誌銘には「（大業四年）、十一月 葬千長安縣休祥里万善道場之内」、また一九五三年陝西の長安縣壩水以東の王村で出土した隋榮碑には「（大唐武德？）三（年）……十一月庚申朔（十）日 葬於……縣同人郷銅里」とある。
- 14 旧唐書卷六五高儉伝に「蜀人朱桃椎者 澹泊為事 隱居不仕 披裘帶索 沉浮人間 寶軌之鎮益州也 聞而召見 遺以衣服 逼為郷正 桃椎口竟無言 棄衣於地 逃入山中 結菴蘭曲」とある。この記事は 太平広記卷二〇二朱桃椎（出大唐

卷九三李靖伝には「即率兵南巡 所過問疾苦 見長老 宣布天子恩意 遠近懽服」とあり、冊府元龜の耆老が新唐書では長老となっている。

23 文苑英華卷八〇五、樊川文集卷一〇同州澄城縣功倉戸尉（戸工倉尉）序壁記（四部叢刊本）には「因徵其來由 耆老咸曰……」とある。

24 新唐書卷一九七韋景駿伝に「道出肥鄉 鄉民喜爭奉酒食迎候 有小兒亦在中……曰耆老為我言 學廬館舍橋鄣皆公所治」

25 太平広記卷四三二 虎七 范端に「耆老又以為言」とある。

26 新唐書書卷一一五狄仁傑伝には「寧州父老迎勞曰」とあり、

27 旧唐書の耆老が新唐書では父老となっている。

28 新唐書卷一八三崔彦昭伝には「三年境内大治 耆老叩闕願留」とある。

29 冊府元龜卷六八三牧守部 遺愛の袁滋の条には「耆耄鰥寡遮道不得去」とあり、冊府元龜の耆耄は新唐書では耆老となっている。

30 新唐書卷一四六李栖筠伝には本条はない。ほかに冊府元龜卷六七九牧守部 廉俟の李勉の条には「請立碑」とある。

31 太平広記卷一一五報応十四崇経像に「耆老相伝云」また卷二三二器坑四陣湖漁者に「耆老相伝」とあるのは物識り 伝承者をさす。なお長老 老人の意味に用いているものとして、新唐書卷一九四司空図伝に「毎歲時祠禱鼓舞 図与閭里耆老相楽」がある。

冊府元龜卷一七六帝王部 姑息一 大曆十一年正月詔ならび

再び唐代の郷について——望郷と耆老——（中村）

に全唐文卷四七代宗許田承嗣自新詔には「官吏、將士、僧道、耆壽、百姓等」となっている。

32 旧唐書卷六肅宗紀 天宝十五載六月乙未の条には「咸陽望賢駅 上憩於宮門之樹下亭 午未進食 俄有父老獻劾」とある。

33 旧唐書卷三太宗紀 貞觀十五年五月壬申の条には「并州僧道及老人等抗表 以太原王業所固 明年登封已後 願時臨幸」とあるのが、資治通鑑卷一九六唐紀十二では「并州父老」となっている。

34 冊府元龜卷六九七牧守部 邪佞の趙元楷の条に「太宗時為蒲州刺史 貞觀十二年駕幸其境 元楷課父老 黃紗單衣 迎謁路左 盛飾廨宇修營樓 欲以求媚」とある。

35 旧唐書卷二二礼儀志二 永昌元年四月の条

36 旧唐書卷二四礼儀志「則天垂拱五年……十二月則天親拜洛受圖為壇於洛水之北……礼畢即日還宮 神都父老勒碑於拜洛壇前 号曰天授聖図之表」

37 旧唐書卷七十岑文本伝にみえるが、新唐書卷一〇二にはみえない。

38 冊府元龜卷六八〇牧守部 推誠の田留安の条

39 旧唐書卷一七〇裴度伝には「初度以蔡卒為牙兵 或以為反側之子 其心未安 不可自去其備。度笑而答曰 吾受命為彰義軍節度使 元惡就擒 蔡人即吾人也 蔡之父老 無不感泣 中光之民 即時平定」とあるが、新唐書卷一七三にはみえない。

40 新唐書卷二〇八田令孜伝に「帝西幸步出金光門至咸陽沙野

再び唐代の郷について——望郷と耆老——（中村）

軍十余騎 呼曰果為陛下 除姦臣乘輿 今西秦中父老 何望
願還宮 令夜叱之 以羽林騎馳斬」とあるが、旧唐書卷一八
四にはみえない。

41 冊府元龜卷六八三牧守部 遺愛二の劉師立伝に「貞觀中 簡
較岐州都督丁母憂去職 岐州父老上表請留之」とある。

42 冊府元龜卷六八三牧守部 遺愛二 元徽の条に「元徽為益州
總管 長史卒官 高祖悼惜 久之益州父老莫不殞涕」とあ
る。

43 この碑は廿三年歲次乙亥とあるのみで年号を欠くが、編者は
これを開元廿三年に比定している。碑文中には「東万四万北
万三村父老一十二人等敬造宝幢一所」とある。

44 古逸業書第二十三

45 唐代の文獻における望の使い方をみると、郷望のように下に

望がつくものの方が多く、たとえば素望（新唐書卷八二靖太
子誨 卷一二九李朝隱伝）豪望（新唐書卷九一姜蕤伝）時望

（新唐書卷一七七李虞仲伝）德望（新唐書卷一七七李景讓）

雅望（新唐書卷一八一）衆望（新唐書卷一九一王同皎伝 旧

唐書卷二〇〇下朱泚伝）旧望（新唐書卷一九一）怨望（新唐

書卷二二五中朱泚伝）負望（新唐書卷一八二崔珙伝）首望

（新唐書卷二二四下陳啓瑄伝）才望（冊府元龜卷六七一牧守

部 選任）資望（冊府元龜卷三一一宰相輔部謀猷三）白望（旧

唐書卷一四〇張建封 新唐書食貨志）などがあるのに反し、

望郷のように望の下に語がつくのは僅かに望族（新唐書卷九
五高儉伝）といった例を見出したのにすぎない。

六〇

46 拙稿 唐代の郷 鈴木教授還暦記念「東洋史論叢」四二七頁
冊府元龜卷七〇帝王部 務農 開元二九年制詔 天下諸州
委刺史與令 如意勸課 仍令採訪使勾當 非灼然要切事 不
得妄有追擾。其今月諸色當審（番の誤？）人 有單貧老弱者
所司即揀括量放管農。松永雅生「唐代差役考」東洋史學十五

48 輯 昭三一・九。

49 開元二五年令によると、里正はその課役を免ぜられていた。
通典の同条には「若在諸縣宣勞版授 如在州之儀 使者若於
隨便宣制受賜物者 縣令先集郷望 立於館門外之南 重行北

而西上 使者至 立於門西東面 郷望俱再拜 使者入詣序事
前南面立 郷望隨入宣勞受及拜送 皆如上儀」とある。

50

通典の京兆府河南牧初上には「本司設牧位於序事櫺閭近北南
向、設州官長史司馬位於堂下東方西向、設錄事參軍以下位於
司馬之南重行西向 皆以北為上 設縣官位 庭中近西 諸郷
長。於縣官之東 每等異位重行 北面相對為首 州助教・縣博士・
長史以下 集州南門之外 州官在東 縣官在西 郷長史在

州官東南 各有次俱公服 郷長常服」とある。このように郷
長は新任の州刺史や県令を出迎える儀式に参列したが、その
際郷長たちは府州県で文教に關係する州助教 県博士 助教
（外職掌）や勲官だけをもつて職掌についていない人達と一
緒になつて一班をつくつていた。この一団は、儀式の配列に
おいて県の丞や主簿の次の地位を与えられ、その中に堂にの
ぼる資格をもつ者をふくんでいた点 庭にたちならんだまま
堂上することのない州県佐史以下や州県學生とは異り、上位

の集団であつた。ところで郷長とは、その名の通りに解釈すると郷の長をさすが、開元礼にみえる郷望 郷之老人が必ずしも郷里制の郷を対象するものとはいえなかつたところから、この郷長も郷里制の郷の長と即断することは慎しまなくてはならない。しかしこの開元礼にみえる郷長たちは本文で後述する郷望（望郷）に類するものであつたと考えてよいのであろう。

- 51 同条には「毎年季令 県令為主 郷之老人六十以上有德行 者一人為賓 次一人為介 又其次為三賓 又其次為衆賓」とある。

- 52 北朝における民望の意義について、昭和三一・二 長崎大学 学芸学部 社会科学論叢六号

- 53 宮崎市定 唐代賦役制度新考 東洋史研究十四の四

- 54 安遠別將については未だはつきりしないが、通典卷三九隋官品令のうちに正七品安遠將軍がみえる。

- 55 歴史と地理三三卷。西村「敦煌差科簿の研究」西域文化研究第三 四〇五—一八頁。

- 56 郷飲酒の礼は大唐六典卷三十にみえるが、唐会要卷二六郷飲酒礼の項には「開元六年七月十三日 初頒郷飲酒礼於天下 令牧宰每年至十二月行之」とあり、資治通鑑卷二二二唐紀二八には 開元六年八月とある。また新唐書卷一四六李栖筠伝（冊府元龜卷六七三牧守部 褒寵二）同書卷一九〇鍾伝伝に郷飲酒礼を行つたことがみえる。

- 郷校の設置は通典卷五三礼十三吉十二大学の条によると、武

再び唐代の郷について — 望郷と耆老 — （中村）

- 徳七年と開元二六年にその設置をうながしたことがみえる。即ち開元二六年正月敕文に「其天下州県 每一郷之内 里別各置一学 仍択師資 令其教授」とあり、旧唐書本紀卷九には「天下州県每郷一学 仍択師資 令其教授」とある。なお冊府元龜卷六三九貢舉部 学校、唐大詔令集卷七三典礼 親祀東郊德音、唐会要卷三五学校、資治通鑑卷二一四唐紀三十の同年月の条にもみえる。

- 58 たとえば、敦煌出土の先天二年籍（七一三）には「沙州 敦煌県 平康郷 先天二年籍」と明記し（唐宋法律文書の研究 六八三—五頁）、つとに仁井田陞氏が紹介した吐魯番出土の樹下人物・樹下美人両図の背貼となつていた開元四年籍には（西州）柳中県 高寧郷 開元肆年籍とある。池田温「西域文化研究第二」書評の末尾 史学雑誌六八の三。

- 59 劉復撰「敦煌掇瑣」には琅六八 二八〇三抄略したものをのせている。ここでは西村元祐氏の引用による（西域文化研究第三、四〇七頁）

- 60 敦煌差科簿の研究「西域文化研究第三」三七五—四六五頁

- 61 通典卷六食貨 賦税下「天宝五年制 天下百姓 单貧不能存 濟者租庸 每郷通放三十丁」。冊府元龜卷四九〇邦計部蠲復

- 二 乾元三年二月詔「其天下百姓 灼然单貧交不存者 縁租庸先立限長行 每郷量降十丁 猶恐編戶之中 懸磬者衆 限數既少 或未優矜 其実不支濟者 宜令每郷量更矜放」。

- 白氏文集卷五九には「若歳旱百姓請水 須令絳州陳狀 刺史自便押帖 所由即日与水 若待狀入司 符下県 県帖郷郷

差所由 動経旬日 雖得水 而旱田苗無所及」とある。

63 西域発見唐代官文書の研究 西域文化研究第三 三二頁

宮川尚志「唐五代の村落生活」はよく太平広記を利用して

る。同氏は「郷については唐初貞観九年から十五年まで郷正

(長)一人佐二人が置かれたが、後には耆老(父老)となっ

た」としている。岡山大学法文学部 学術紀要第五号別刷(

65 文苑英華卷四二二敍書三 大中二年正月三日 冊尊号敍書、

唐会要卷八五逃戸、冊府元龜卷四九五邦計部 田制の同年月

の条。

66 前条に殆ど変らない文が、冊府元龜卷七十帝王部 務農の宣

和(宗の誤)大中元年二月制としてみえ、その中では前条の

郷村老人が郷村耆老となっている。

67 杜牧(九世紀前半)樊川文集卷十四(全唐文卷七五六)祭城

隍神祈雨文の中に「郷正村長強為之名豪者戸之得縦 強取三

万戸中多五百人 刺史知之亦悉除去爾」とあつて郷正 村長

がみえる。

68 敦煌掇瑣 三〇ベリオ三四一八 五言白話詩(年代不詳)の

なかに佐史 里正 村頭 戸主とともに郷頭がみえ、また

「管する戸は五百無し」の句もみえる。これは唐末ではない

かと思う。

里正が兩税法施行後 九世紀前半 汴州境内で牽船夫の徴発

にあたつたことが、樊川文集卷十三与汴州從事書(全唐文卷

70 円仁の入唐求法巡礼行記には、開成四年(八三九)漂着した

円仁たちを取扱つたもののうちに里正 村正 板頭などのほ

か郷耆老人がみえる。大日本仏教全書本の郷耆の字は郷耆で

はないかと疑われる。

71 佐竹靖彦氏は「唐宋期における郷村制度の変革過程」におい

て、「郷村の老人とは、唐初以来の父老耆寿耆老をさすより

は、村老村勾当をさすとみるべきであらうとし」、さらに

「唐中期頃から、一郷五名の里正のうち一名が郷吏に、他の

ものは宋代の人吏、手力層に相当する胥吏に変化したと思わ

れる」と推測している(新しい歴史学のために、一九六五・

五・二七)。

72 多くの例があるが、五代会要卷十九県令上 天成四年五月五

日戸部奏。

73 文苑英華卷九六一誌二十一雜一 陳明経の条に「年弱冠 早

為州閭所服 耆老 文粹 童幼見之若大賓」とあり、唐文粹

(卷七十)が耆老を耆長として指摘している。

冊府元龜卷四八六邦計部 戸籍 周世宗顯德五年十月 詔諸

道州府 令团併郷村 大率以百戸為团每团 選三大戸為耆老

凡夫家之有奸盜者三大戸察之 民田之有耗登者三大戸均之

仍每及三載即一如是とあるが、五代会要卷二五团練の同年月

の条ではこの耆老が耆長となっている。

75 管については、拙稿「宋代の地方区劃―管について」史淵八

九輯昭和三七・十月。

**A Sequel to Hsiang (鄉) as administrative
Unit in the T'ang Period**

Jihei NAKAMURA

This article constitutes a sequel of my previous article "Hsiang as administrative Unit in the T'ang Period" in *Oriental Studies presented to professor Toshi Suzuki*, and I have tried to consider the clauses of hsiang-kuan (鄉官) in the latter section of chou-chün (州郡), Part 15 of chih-kuan (職官), T'ung-tien (通典) vol. 33, in this article. I have come to the conclusion that the

chi-lao (耆老, fu-lao 父老) in T'ung-tien, placed in the unit of five li (里) or 500 households corresponds with the wang-hsiang (望鄉) in Hu-pu-yün-wai-lang (戶部員外郎) of T'ang-kui-yao (唐會要) vol.59 (hsien-ling 縣令 in vol.69) which was placed every hsiang in 29th year of Kaigen (741A.D.), and then the main duties of chi-lao was not to collect taxes or perform the administrative duties but to instruct the people, while the duties to collect taxes and so on was performed by li-chêng (里正) placed in every li, in turn.